

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

くらナビ通信 VOL. 152

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

発行：2023年12月1日

★各種 お申し込み・問い合わせ先：

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所



Tel. 0776-52-0626

Fax. 0776-52-0660

HP <http://www.kuranavi.jp>

1月の「男の料理」

「飽きた」なんて言わせません！



もち料理



- 1/18(木) ハーツ学園 3Fさくらルーム
- 1/20(土) ハーツ羽水 組合員集会室

お正月がすぎてもおいしく食べたい。
お雑煮だけでなく、おもちのアレンジ料理
を楽しみましょう。

★講師：出倉弘子氏

★参加費：1800円(くらナビ会員1500円)

★10:00~13:00

★エプロン、筆記用具をお持ちください



エシカルチャレンジ2023

「エシカル消費に関するクイズ」に答えて、福
井県産品を当てよう！ご応募にはインスタグラ
ムまたは X(旧ツイッター)のアカウントが必要
です。『エシカルチャレンジ 2023』の公式イン
スタグラムまたは X(旧ツイッター)をフォロー
してご応募ください。

第3回は11月10日(金)から12月10日(日)
まで、第4回は1月10日(水)から2月10日
(土)までです。



福井県消費生活センター メールマガジンより

ステルスマーケティング ～ロコミ 安易に信じないで～

広告であることを隠して宣伝するステルスマーケティング
(ステマ)の規制が10月1日から始まりました。

私たち消費者は、商品やサービスを購入するとき、販売会
社の広告よりも、商品やサービスを利用した人のロコミを参
考にすることがあります。これまでは、ロコミを書いた人が一
般の消費者なのか、販売会社から広告料をもらった人なの
かは、区別できませんでした。

しかし、今回の規制によって、例えばインフルエンサーが販
売会社から報酬をもらってSNSで商品を紹介する場合、投
稿内に「広告」や「宣伝」などと明示することが求められるよ
うになりました。

消費者が特に注意しなければならないのが、「美」と「お金」
に関するものです。健康食品・化粧品・エステなどで「〇〇だ
けでやせた」とうたったり、副業・投資で「△△だけでお金が稼
げる」と宣伝したりするロコミを、うのみにするのは危険です。
安易に信じないようにしましょう。

《朝日新聞 令和5年11月22日掲載》

商品を買った時、サービスを利用した時、トラブルに
遭ったことはありませんか。そのような時は各県の消
費生活センターにご相談ください。国家資格を持った
消費生活相談員が、中立・公平な立場で相談に応じて
います。

消費者は事業者に比べて情報の質や量、交渉力に大
きな差があるため、消費者がトラブルを解決するには
手助けが必要です。相談員は専門知識を使って消費者
に寄り添い、解決方法を一緒に考え、どう交渉したら
よいか助言を行います。また、必要と判断すれば事業
者との間に入って解決のためのあっせんもお手伝い
します。

福井県のセンターでは9人の相談員が年間3千件
を超える相談に対応しています。相談は無料で、祝日
と年末年始を除く毎日受け付けています。個人情報な
ど消費者の秘密は守られます。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら一人で悩ま
ず、すぐにセンターへご相談ください。来所による面
談のほか、電話やオンラインでも受け付けています。

福井県消費生活センター(0776)22-1102

福井市手寄 1-4-1 AOSSA7階